

随意契約理由書

【件名】 中央監視制御設備更新工事（一須賀浄水場内）

本件は、一須賀浄水場に設置している監視制御設備の工事を行うものである。

本件の対象である設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、工事を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術、知識が必要である。

このため、本工事の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した東芝インフラシステムズ株式会社一社のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号の規定により、東芝インフラシステムズ株式会社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）により省略する。